

継続出願及びクレーム制限に関する規則改正案を行政管理予算局が承認
～今後数週間で制定の可能性のあるものの改正内容は依然として未公表～

2007年7月10日
JETRO NY 澤井、中山

行政管理予算局(OMB)は9日、USPTOの継続出願及びクレーム数制限に関する特許規則改正案¹を承認した。既報²の通り、同改正規則案は規則制定プロセスとして同局の審査を受けるために、4月上旬にUSPTOから同局へ送付されていた。

OMBの審査は経済(Economically Significant)、財政(Unfunded Mandates)、安全保障(Related To Homeland Security)、規則柔軟性(Regulatory Flexibility)、小規模企業(Small Entities Affected)、連邦主義(Federalism Implications)への影響等の視点から行われ、今般の審査結果³によれば、両改正案ともいずれの項目においても問題なしと評価されている。

今後の規則改正の見通しについて在DCの有識者に確認したところ、今般のOMBの承認により、USPTO長官の署名を経て、今後数週間のうちにも改正規則(最終版)が正式に制定される可能性があるものの、産業界・法曹界の関心も高いことから、同長官によってさらに修正される可能性も否定できないとの回答を得た。こうした状況もあり、最新の規則改正案については、依然として未公表のままとなっている。

(了)

¹ 2006年5月3日付け知財ニュース「特許規則改正案に対する主要ユーザー団体のコメント」を参照

² 2007年4月11日付け知財ニュース「継続出願及びクレーム制限に関する規則改正手続きに進展」を参照

³ 継続出願規則改正案の審査結果:<http://www.reginfo.gov/public/do/eoDetails?rrid=114344>
クレーム制限規則改正案の審査結果:<http://www.reginfo.gov/public/do/eoDetails?rrid=114345>